## 協定書

広陵町長(以下「甲」という。)と広陵町土地開発公社(以下「乙」という。)は、箸 尾準工業地域工場用地造成事業に伴う道路整備事業(以下「本件事業」という。)につい て、次のとおり協定書を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙に対し、本件事業を委託し、乙はこれを受託するものとする。

(期間)

第2条 この協定の期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。

(事業の内容)

第3条 本件事業の対象は別添資料のとおりとする。

(費用負担)

- 第4条 乙が実施する本件事業に要する費用は、甲が負担する。
- 2 前項の甲が負担する費用は、金695,000,000円とする。また、詳細については、別途契約する受委託契約書で定めるものとする。
- 3 前2項に示す費用に変更が生じた場合、乙は受託費変更通知書により甲へ通知する。

(検査)

第5条 本件事業が完了したとき、乙は関係書類を甲に提示し、甲、乙立会いのもとに 完了検査を行い、双方確認した精算書に基づき速やかに精算するものとする。

(財産の帰属及び管理)

第6条 本件事業完了後の財産は、甲に帰属し、維持管理についても、甲が行うものとする。

(協定書の変更)

第7条 甲又は乙はやむ得ない事情により本協定書の内容を変更する必要が生じたとき は、甲、乙協議の上変更するものとする。

(その他)

第8条 本協定書に定めのない事項、又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲、乙協 議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成して、甲、乙が記名押印の上、それぞれ 1通を保有する。

令和 年 月 日

- 甲 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 5 8 3 番地 1 広陵町 広陵町長 山 村 吉 由
- 乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 5 8 3 番地 1 広陵町土地開発公社 理事長 松 井 宏 之